慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	企業集団における所有と支配(上)
Sub Title	Ownership and control in industrial-financial business groups
Author	北原, 勇
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.4 (1982. 8) ,p.537(41)- 565(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19820801-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820801-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

企業集団における所有と支配(上)

北　原　　勇

はじめに
Ⅰ　産業資本型企業集団における所有と支配
Ⅱ　金融資本型企業集団の構造的特徴(1)　(以上本稿)
Ⅲ　金融資本型企業集団の構造的特徴(2)　(以下次稿)
Ⅳ　金融資本型企業集団における所有と支配

はじめに

前稿「巨大企業における所有と決定」(本誌第75巻第2号)では，とりあえず企業集団的関係を捨象し，巨大独占企業をいわば孤立したものとして取扱うことによって，巨大独占企業それ自体における「所有と決定」の特徴を明らかにしようとした。

しかしながら，現代の巨大独占企業の多くは他の諸企業と企業集団を形成し，その企業集団の中で一定の位置を占めている。このような企業集団において，集団の意思決定はいかに行なわれるか，各個別企業の意思決定は集団の意思決定とどのような関係にあるのか……が問題となるし，これらについては，個別企業が企業集団においていかなる位置を占めるかによって内容が左右されることも問題である。また，このような企業集団の意思決定が他の集団や集団外の諸企業に対していかなる影響を及ぼすかも重要な問題である。

(1)　筆者がこのようにまず企業集団的関係を捨象して巨大独占企業それ自体における「所有と決定」の特質を考察したうえで企業集団的関係における諸問題を考察しようとするのは，現代の巨大企業の一部には集団から独立して存在するものもあるし，また企業集団を解明するためにも，まず集団を形成する個々の巨大企業それ自体を，純粋な形で考察することが論理的に不可欠と思われたからであるが，そこにはつぎのような問題意識がふくまれていた。

後に検討するように，バーリ＝ミーンズ以降の“マネジメント・コントロール”型企業の制覇を強調する見解の主流は，明らかに個々の巨大株式会社を実質的にも自立的な存在として把握したうえでの議論に終っており，それらの個々の巨大株式会社を企業集団的関係のなかで位置づけるとどうなるかという問題を考察しようという志向はほとんどない。他方，マルクス経済学の側における

分析の伝統は，金融資本的企業集団やインタレスト・グループを考察の主要対象として“金融資本支配”を強調するのであるが，そこでは自立的な巨大独占企業の存在や，集団内における巨大独占企業の自立性が過小評価されているし，それと裏腹に巨大独占企業それ自体の「所有と決定」や資本としての運動の分析が軽視あるいは無視されてきた傾向にある。その結果，金融資本的企業集団の分析自体に，不明確さや誤りが生じていると思われる。以上の相対立する見解にみられる一面性を克服しなければならないというのは筆者の従前からの問題意識である。

(2) ところで「集団」とは，一般的につぎのような条件をそなえているものといえる。第1は，程度のいかんはともかくとして，それぞれ自立性をもった複数の構成員から構成されていること，第2は，これら構成員が何らかの共通の目的を自覚的に保持しそれにそくして行動しようとしていることである。第3は，集団全体の意思決定，各構成員それぞれの意思決定において，全体と各構成員，ある構成員と他の構成員との相互間で意思の調整が行なわれること，第4は，上の共通の目的や意思決定の内部調整が決して一時的なものではなく，恒常性をもったものであり，したがって一定の組織体をなしていること，である。以上の諸条件をそなえているゆえに，「集団」は，排他的な一つの組織的存在として，共通の目的・利益を追求するよう機能することとなるのである。したがってまた，「集団」の性格や結束力の強弱は，構成員の数の多寡，共通の目的の内容，意思の内部調整のメカニズムの内容とその調整力の強弱などによって，左右されることになるのである。

「企業集団」も，集団である以上，これらの諸条件をそなえている。すなわち，「企業集団」とはごく一般的にいえば，複数の（程度はともあれ）自立性をもった諸企業が，共通の目的をもち，意思の内部調整にもとづいて共同的あるいは協調的行動を行なうことによって共同の利益を享受しようとする恒常的組織的集合体である。

ただし，「企業集団」をこのようにごく一般的に定義すれば，特定の同一の事業分野の複数企業からなる組織——たとえばカルテルやシンジケートなどの独占的企業連合，あるいはトラスティー方式や持株会社による独占的企業結合，さらにはトレイド・アソシエーション（わが国の各産業に形成されている各工業会・業界団体）など——もすべて，一種の企業集団ということになる。しかし，これらの同一の事業分野における横断的組織の問題は，直接の独占的市場支配の問題であり，この問題はすでに前著『独占資本主義の理論』で解明したところのものである。[(1)] 本稿では，あくまでも異なる事業分野に属する複数の諸企業からなる企業集団のみを対象とする。

さて，本稿では，異なる事業分野の諸企業からなる集団に考察対象を限定するが，かかる限定をおいても，なおそこにはさまざまの性格を異にする各種の「企業集団」がふくまれている。重要と思われる基準によって分類すると，「企業集団」を構成する諸企業のすべてが産業企業であるばあ

注(1) 拙著『独占資本主義の理論』1977年，有斐閣，参照。

いと，その中に銀行をはじめとする金融機関がふくまれているばあいとの，二つの類型に分けられる。前者を産業資本型企業集団，後者の型を金融資本型企業集団とよぶこととする。

この二つの類型に分類するのは，専門的金融機関をふくむかふくまないかによって，集団の包括する産業諸部面の範囲，集団としての独占力，支配拡張能力などに格段の差がでてくるし，両者の利潤実現＝資本蓄積の様式に内容的差異が生じると思われるからであるが，そればかりではない。前者は，親会社＝子会社的な支配従属関係を中軸として集団に形成されるのであるが，それに対し後者の結集の中軸は必ずしもそうではなく，主要構成員相互に対等の関係がみられることが少なくないという相違があるからである。

本稿での主要な課題は，金融資本型の巨大な企業集団について，冒頭で指摘したような問題を考察することにある。なぜなら，このような金融資本型の巨大な企業集団こそ，国民経済ないし世界経済において決定的に重要な位置を占め，その動向や政治に対しても強大な影響を及ぼす存在であるからであるし，この存在こそが伝統的マルクス経済学において，いわゆる「経営者支配（マネジメント・コントロール）」論を批判する最も重要な論拠とされてきたものであるからでもある。そこで主張されてきたように，「経営者支配（マネジメント・コントロール）」は「金融資本的支配」のたんなる表面的現象にすぎないものかどうか，またそうであったとしても，その「金融資本的支配」の内容は一部論者の主張するように，銀行が産業を支配することであったり，また結局はその銀行を拠点とした巨大資産家による支配に帰着することになるのであろうか……，充分なる検討が不可欠と思われる。

ただし，本稿では，主要な対象である金融資本型の巨大企業集団の考察に入る前に，簡単に，産業資本型企業集団を検討しておく。産業資本型企業集団は金融資本型企業集団にくらべ単純な構造である。そして金融資本型企業集団は，自らのうちに複数の産業資本型集団を包括しているので，前者における集団的関係の中に後者の関係の特徴が入りこんでいる面もある。それゆえ，ヨリ単純な産業資本型企業集団について簡単に考察しておくことは，金融資本型企業集団の本質を解明する上で一定の意味をもつものである。

I　産業資本型企業集団における所有と支配

(1)　株式会社形態の普及は，資本集中・支配集中を容易とし，それらを促進する。株式会社では，資産・経営内容が公開され，資産の評価が一応社会的になされているため，他の株式会社の吸収・合併が容易となるし，他の株式会社の株式取得を通じて企業支配権を獲得することも容易となるからである。したがって，株式会社形態をとる産業企業は，その資本蓄積過程で，たんに1つの独立した企業体として独自に生産資本の規模の増大を求めるだけではなく，他企業の吸収・合併をはかったり，あるいは株式取得を通じて支配権を獲得して，その支配領域を拡大していく傾向をもって

いる。このような支配領域の拡大は，その企業の生産分野の内部で行なわれるばかりではなく，その生産分野を拠点としながら関連する隣接部門など多様な分野にまでわたって推進されていく。

独占資本主義では，すでに前著『独占資本主義の理論』で明らかにしたように，かかる傾向は格段と強化される。

広大な市場をもったある生産部門において，少数の巨大資本からなる独占的市場構造が形成され，独占的価格支配による独占的超過利潤が実現すると，そこでの巨大産業独占企業は，それを基礎にして，経営の垂直的統合・多角化・多業種化などとよばれるところの，数種の生産諸部門にまたがる形で支配領域の拡大をはかろうとする。

それは，第一に垂直的統合の有利性があるからである。ある生産部門で少数巨大独占企業が独占的価格支配を行なっているばあい，これら独占企業は当該部門では価格支配の面で協調しあうので，原材料や部品生産の部門へのりだしできるだけ良質・低廉な原材料や部品を確保することを通じて，コスト切下げによる利潤増大・製品の品質向上（製品差別）による自企業の販路拡大を行ない，独占企業間における自己の地位・発言力を強力させようとする。他方，その生産部門が最終加工部門でないばあいには，加工部門へのりだし，加工技術向上による製品の品質向上⟶販路拡大⟶自企業の製品（原料）の販路拡大と，最終加工部門までの独占的価格支配の確立・強化によって，加工部門での値くずれによる自部門の独占的価格支配の動揺を防止しようとする。こうして，独占企業によって，原材料・部品部門への（「後退的」）垂直的統合や加工部門への（「前進的」）垂直的統合が促されるが，ある部門のある独占企業がかかる垂直的統合にのりだすと，それは当該部門の他の独占企業が同じく垂直的統合にのりだすことを促迫し，複数の巨大独占企業の垂直的統合が形成されることとなる。

なお，独占企業の流通部門への進出は生産部門における（「前進的」）垂直的統合とは区別されるが，その促進要因は，市場の安定的確保と広告・宣伝活動や包装など製品差別による自企業の販路拡大と，最終販売価格における独占価格の維持であるので，上の（「前進的」）垂直的統合と類似した面をもっている。

第二に，少数巨大独占企業による独占的価格支配が行なわれているところでは，巨額の剰余価値＝利潤プラス独占利潤が獲得される反面，当該部門への追加投資が制限されるので，巨大独占企業はこの巨額の利潤を他の生産部門に投下するよう促迫される。これは上の垂直的統合を促すほか，既存の非独占的生産部門のうち需要の全般的拡大が予想されるものや自己の資本力・技術力などによって自企業の販路拡大が可能なものへ進出したり，あるいはまたまったく新しい製品を創出する新生産部門の開拓にのりだすよう促す。なお，直接隣接していない部門への進出のばあいには，市場条件の悪化に対する危険分散というメリットも存在する。

以上のような諸原因によって，巨大独占企業は多くの分野へ進出し，その支配領域を拡大してい

く強力な傾向をもっているのであるが，その進出の形態は多様である。自から資本を投下してその部門へ参入していく形をとるばあいもあれば，その分野の既存企業（非独占企業）の株式の取得によって，その企業を支配下におくばあいもある。また，このようにして多角化したばあい，それら諸事業を独立した株式会社によって経営させつつ支配する形をとるばあいもあれば，企業内部の組織——たとえば事業部や部・課として直接包括し管理する形をとるばあいもある。したがってまた，企業集団においては，巨大独占企業が，他の部門にのりだし，新しい子会社を作ったり既存企業を株式取得によって支配下におくばあいのほかに，従来自企業の内部組織であったものを独立させ別会社として運営させるものを支配するというばあいも生じるわけである。これらのうちどの形態を選ぶかは，独占企業の部門と進出部門の内容，両者の関連性，独占企業の経営政策などによって左右されるので，どの形態が独占企業にとって有利であり，もっとも普通に選ばれるかというようなことは一般的にいえない問題である。

以上のごとく，現代の巨大産業独占企業は，ある特定の部門に特化した企業としてとどまるものではなく，自己の支配領域を拡大するとともに自己の独占的地位の強化をはかるために，きわめて多様な事業分野を自から経営すると同時に多くの子会社・関係会社を作りだし，巨大な企業集団の頂点に位置する存在となる。

(2) 現代の巨大産業企業がどのようにその傘下に多数の子会社・関係会社をもっているかについて，2～3の資料を提示しておこう。(2)

第1表　わが国巨大企業の関係会社の数と資産　——1970年——

会社名2)	総資産額(A)(100万円)	子会社1)の総資産合計(B)(100万円)	(B)/(A)×100 %	関係会社数 持株50%以上	同25%～50%	同10%～25%	合計
新日本製鉄	1,765,403	242,130	13.7	30	83	85	198
日立製作所	883,746	698,975	7.9	97	33	26	156
三菱重工業	1,160,107	366,441	31.6	26	42	28	96
東京芝浦電気	728,862	188,952	25.9	65	24	9	98
川崎製鉄	660,319	11,814	1.8	1	41	14	56
佐友金属工業	585,746	128,117	21.9	29	31	28	88
日本鋼管	839,223	79,981	9.5	23	29	25	77
神戸製鋼所	501,965	138,652	27.6	18	32	22	72
三菱電機	478,692	27,675	5.8	103	9	41	153
松下電器産業	462,658	368,583	79.7	195	325	16	536

注1）ここで「子会社」とは，関係会社のうち親会社によってその発行株式の50%以上を所有されているものをさす。
2）製造業に属する会社のうち資本金の大きな順での上位10社。
（出所）公正取引委員会事務局編『日本の企業集中』（1971年）p. 136～137より。

注(2) ある会社が他の会社に対しその発行株式の所有をつうじて支配を及ぼしているばあい，後者を前者の関係会社といい，この支配＝従属関係が強いばあいを——わが国ではしばしば50%以上 100%迄すなわち過半数の持株を基準としているが——とくに「子会社」とみなす。

第1表は，わが国の製造業の上位10社の状況である。各会社の主要な事業部門の性格の差違やそれぞれの政策の差違によってかなりの違いがでているとはいえ，これら巨大企業はそれ自体程度の差はあれ多数の製品を生産するものであるが，そのうえに概して多数の子会社，関係会社をもっていること，そしてこれら子会社・関係会社の資産総額は，巨大な親会社のそれに比べても巨額に達していること——持株50％以上の「子会社」の総資産額に限っても第1表に見られるような％であること——が，確認できる。

第2表　U. S. スチール社の子会社[1] ——1980年12月——

A & G Transportaion Co. Alside, Inc. Bessemer & Lake Erie Railroad Co. Birmingham Southern R. R. Co. Carnegie Natural Gas Co. Duluth Missabe and Iron Range Railway Co. Elgin, Joliet and Eastern Railway Co. Essex Minerals Co. Lake Terminal Railway Co. McKeesport Connecting Railroad Co. Navios Corp.（リベリア） Navios Ship Management Services, Inc.（リベリア） Ohio Barge Line, Inc. Orinoco Mining Co. Pittsburgh & Conneaut Dock Co. Quebec Cartier Mining Co.（カナダ） River & Gulf Transportation Co. Union Railroad Co. United States Steel International, Inc. United States Steel Internatinal Sales Co.	USS Engineers & Consultants, Inc. USS Novamont, Inc. USS Oilwell Supply Co., Ltd. Warrior & Gulf Navigation Co. 以上連結子会社 Percy Wilson Mortagage & Finance Corp. U. S. Steel Credit Corp. RMI Corp Live Oak Uranium Terninoss Acciai Inossidabili S.p.A.,（イタリー） Ore Steel Investments Ltd.,（南ア） Prieska Copper Mines Ltd.,（南ア） Feralloys Ltd.,（南ア） Compagnie Miniere de l'Ogooue（ガボン） Zuari Agro Chemicals, Ltd.,（インド） Northern Tier Pipeline Co. Associated Manganese Mines of South Africa, Ltd.,（南ア） 以上非連結子会社

（資料出所）Moody's 1981 *Industrial Manual.*
注1）100％の議決権をUnited Steel Corp. が所有している従属会社のみ。

第2，第3表では，米国の巨大企業U. S. スチール社とカイザー・インダストリー社の例を，第4，第5表では，わが国の巨大企業，新日本製鉄と三菱電機の例をしめした。米国企業の年次報告にはわが国の有価証券報告書のように関係企業をかなり詳しく記載する慣習がないので，U. S. スチール社のばあいも持株100％の子会社しか把握されないが，持株100％の子会社だけでも多種多様にのぼることが明らかであり，ここからも持株100％未満の子会社や，これら子会社の子会社（いわゆる孫会社）が多数存在することは容易に推測されよう。なお，カイザー・インダストリー社のばあいは持株100％未満の子会社も記載されているし，孫会社も判明するので，その一部をふくめ第3表に示しておいた。第4，第5表は，日本の巨大企業にかんするものであるが，第4表からは，主に関連する事業分野がどのようなものであるかが判明するし，第5表では，持株比率の水準別の多数の関係会社の存在が示されている。

これらの諸表から，巨大独占企業を頂点として多くの子会社，関係会社が，関連諸産業に広汎に存在していること，同時にそれらが，頂点の企業の生産活動の場を拠点としてその原料・部品供給，

第3表　Kaiser Industries Corp. の子会社・孫会社

親会社：Kaiser Industries Corporation

子会社：
- (100%)—Henry J. Kaiser Co.
- (100%)—Kaiser Aerospace & Electronics Corp.
- (38%)—Kaiser Aluminium & Chemical Corp.
- (100%)—Kaiser Broadcasting Corp.
- (37%)—Kaiser Cement & Gypsum Corp.
- (100%)—Kaiser Engineers, Inc.
- (100%)—Kaiser Engineers Americas, Inc.
- (100%)—Kaiser Engineers and Constructors, Inc.
- (100%)—Kaiser Glass Fiber Corp.
- (58%)—Kaiser Steel Corp.
- (50%)—National Steel and Shipbuilding Co.
- (100%)—Universal Dredging Corp.

孫会社(1)：
- (45%)—Comalco Ltd.
- (100%)—Designed Facilities Leasing Co.
- (100%)—Hendy International Co.
- (27%)—Hindustan Aluminum Corp. Ltd.
- (100%)—Kaiser Alumina Australia Corp.
- (100%)—Kaiser Aluminum Bahrain
- (100%)—Kaiser Aluminum & Chemical Canad Investment Ltd.
- (100%)—Kaiser Aluminum & Chemical International Co.
- (100%)—Kaiser Aluminum & Chemical Sales, Inc.
- (100%)—Kaiser Bauxite Co.
- (45%)—Kaiser Center Properties
- (100%)—Kaiser Jamaica Corp.
- (100%)—Kaiser Trading Co.
- (50%)—Kaiser Preusag Aluminum Group
- (90%)—Volta Aluminum Co. Ltd.
- (100%)—Westward Properties, Inc.

（資料出所）Moody's 1975 *Industrial Manual.*

注1）孫会社としては Kaiser Aluminum & Chemical Corp. の関係会社だけを示し，他の子会社の関係会社は省略。

第4表　新日本製鉄の関係会社（1973年9月現在）　（%）

企業名	持株率	企業名	持株率	企業名	持株率
〔製鋼〕		日本触媒化学工業	19.8	日鉄セメント	54.4
日新製鋼	13.1	〔加工品〕		〔生産関連〕	
大和製鋼	44.6	日鉄建材	100.0	広畑海運	99.9
トピー工業	11.2	日鉄金属工業	74.6	日鉄運輸	58.4
東海鋼業	10.0	大同鋼板	69.9	日本鉱石輸送	62.3
日本砂鉄鋼	10.8	富士鉄鋼センター	58.0	大平工業	43.5
大鉄工業	42.2	日本ドラム缶製造	56.0	日鉄電設工業	100.0
〔特殊鋼〕		坂出鋼板加工	55.0	不動建設	14.9
大同製鋼	10.1	日本漁函サービス	40.6	日鉄溶接工	68.2
愛知製鋼	(13.6)	日亜鋼業	40.0	〔その他〕	
日本金属	13.7	鈴木金属工	20.0	日鉄不動産	100.0
特殊製鋼	46.3	日鉄ボルテン	100.0	日本鉄板	66.7
山陽特殊鋼	23.3	日鉄ハード	36.3	日本テトラポット	33.6
日本特殊鋼	18.2	日鉄ロープ工業	45.1	新日本工機	40.0
高砂鉄工	19.2	〔原料〕		日本ウジミナス	(16.8)
太平洋金属	14.2	日鉄鉱業	30.0	日鉄カーテンオール	(18.2)
〔化学〕		黒崎窯業	51.0	スカイアルミ	27.3
新日本製鉄化学	100.0	播磨耐火煉瓦	45.6	九州石油	33.7
製鉄化学	34.3	大分サンソセンター	50.0		
日鉄化学工業	27.0	製鉄オキシトン	40.0		

備考，（　）は新日本製鉄が第1位株主でないことを示す。

（出所）二木雄策氏が，日本経済新聞社『会社年鑑』『会社総鑑』より抽出，分類，作表したもの。二木雄策『現代日本の企業集団』（東洋経済新報社，1976年）22頁。

加工，技術，販売などの面で直接・間接に何らかの関連ある分野へゆきわたっており，まったく無縁の領域のものはむしろ例外的で少数に限られていること，が明らかである。

第5表　三菱電機の子会社・関係会社　——1981年現在——（持株率別）

100%	50%以上100%未満	20%以上50%未満
関西菱電冷熱 光菱電機 多田電機 千代田三菱電機 東日本三菱電機プラントサービス 姫路三菱電機機器販売 メルコムコンピュータシステムズ メルコムビジネス 菱電印刷 菱電運輸 菱電エンジニアリング 菱電サービス 菱電不動産 菱冷社 ほかに地域別〔家電販売会社〕計5社	弘電社 島田理化工業 昌光硝子 多久電機 東洋電機 中山機械 東九州三菱電機機器販売 三菱スペースソフトウエア メルコムオキタツクシステム 菱電計算センター 菱電エレベーター施設 菱電化成 菱電埼玉製作所 菱電特機 菱和商工	指月電機製作所 第一電工 日本建鉄 菱電商事 ほかに 諫早電子工業など41社
以上小計19社	以上小計15社	以上小計45社
		10%以上20%未満
		協栄産業ほか46社 うち〔家電販売関係〕会社24社
		以上小計47社
		〔海外〕 100%所有　14社 50%以上所有　12社 以下略

（資料出所）産業動向調査会編『日本の企業集団—三菱グループ編』1981年より作成—原資料は各社の「有価証券報告書」など——なお，持株率10%未満の会社もかなりの数が記載されているが省略した。また「関連孫会社」名も省略した。

そして，この巨大独占企業を頂点とした企業集団では，頂点の親企業が直接子会社・関係会社の株式を高率所有していること，が明らかであり，この株式所有が親企業を頂点とした企業集団を集団として結びつける紐帯であることが，推察される。

(3)　産業資本型企業集団における所有と支配の構造の特徴はどのようなものであろうか。

まず第一に指摘すべきことは，産業資本型企業集団においては，親会社＝巨大産業独占企業の専一的な支配が貫徹しており，企業集団とは親会社の専一的支配下におかれている諸企業の集団であるということである。これが産業資本型企業集団の基本的な特徴である。

すでにのべたように，産業資本型企業集団は，従来ある特定の生産部門で資本を機能させていた巨大独占企業が，自己の諸利益の拡大のために，子会社・関係会社を作りだして形成していったものであって，親企業によって子会社・関係会社が創出されること自体において，すでに親会社の専一的な支配下におくものとして創出され存続しているのである。

第二に，この巨大産業独占企業を頂点とした企業集団を結びつける紐帯，巨大産業独占企業の専一的支配を可能にするものは，あくまでも親会社による子会社・関係会社の株式の所有である。親会社による融資があるとしても——親会社と子会社・関係会社の取引にともなって債権債務関係が成立し，親会社による貸付けがかなりの額にのぼるばあいもあるが——それは産業資本型企業集団

にあっては，株式所有による関係から生じる結果を補完するものにすぎない。（なお，わが国の産業企業は，株式所有を基礎としないで，多数の企業を下請系列に編成して支配するという特徴をもっているが，この点は別の機会に考察する。）

ところで，産業資本型企業集団では，親企業による専一的支配は，もっぱら親会社による子会社・関係会社の株式の所有という形態をとって行なわれているが，ここには，単独の株式会社における株式所有にもとづく支配とは異なる，産業資本型企業集団固有の特徴がふくまれている点，とくに注意する必要がある。

(i) まず，親会社による子会社の株式所有のばあいには，100％株式所有の子会社がかなり存在する。ある株主による100％株式所有ということ自体，株式会社本来の特徴からすると異例なものといわねばならない。100％株式所有であれば，その子会社の意思決定，企業活動が親会社の完全な支配下にあることはいうまでもないが，しかしここでは子会社という独立性はむしろ形式上のものであって，株式所有ということもまた，一般の株式所有とは異なる質をもっている。ここでの実質は，親会社たる巨大独占企業が機能させている資本総体の一部が，形式上別会社のものとして独立形態を与えられているにすぎないのであって，この子会社は，親会社の内部組織の一事業部と共通した性質をもつものといえる。したがって，100％株式所有の子会社が親会社の完全支配下にあるといっても，それは，親会社の内部の一事業部が一定の権限を委譲され自主的な決定・行動を許されつつ，本社中枢部によって最終的には完全に統制されているという関係とほぼ同じである。特定の事業部をまかされている経営管理者が，最終的には本社中枢部の統制に従うのは企業組織の原則であるが，これをわざわざ「所有にもとづく支配」という者はいないであろう。それゆえ，100％株式所有の子会社に対して，親会社の完全な支配が行なわれることについては，それを「所有にもとづく支配」であると強調するのは意味のないことであって，むしろ親会社の内部組織の一部に対する本社中枢部の統制・支配と同じ本質をもっているとみた方が，100％株式所有の子会社の特徴＝特異性を正しく把握するものといえよう。（事実，親会社の経営政策，親会社と100％子会社の利益・損失の状況，税金対策などによって，事業部とするか100％子会社とするかが左右されるのであるし，またそれらの条件の変化によって従来事業部であったものが100％子会社となったり，反対に100％子会社が事業部となったりすることも，珍しいことではない。[3]）

(ii) 親会社が子会社・関係会社の株式の過半数を所有するばあい，あるいは50％未満ではあるが

注(3) わが国における最近の事例を一つあげておこう。鐘紡は1981年6月26日，カネボウ化粧品（資本金8億4千万円）とカネボウディオール（資本金2億5千万円），カネボウディオールムッシュ（資本金9千万円）の全額出資子会社3社を10月1日づけでいずれも鐘紡本社に吸収合併する，と発表した。朝日新聞によれば「鐘紡は多角化した事業を子会社として分離し，それぞれ専業会社として，経営基盤の強化を図ってきたが，高収益をあげるようになった子会社を再統合することにより，繊維の不振で苦しい鐘紡本体の業績をよくするのがねらい」とされており，鐘紡社長の「好収益の子会社を統合することで，合繊部門など，本体の不振部門にカツを入れたい」という談話が紹介されている（『朝日新聞』1981年6月27日大阪本社版）。

企業集団内の他の子会社による所有とあわせて過半数を所有するばあい（以下では後者もふくめて親会社の過半数所有をみる）には，親会社は過半数所有にもとづいて，子会社・関係会社の意思決定，企業活動を完全に支配することができる。（複数の産業資本型企業集団が，後にみる金融資本型企業集団を構成するばあいには，ある親会社の支配下の子会社の株式を，当該親会社のほかに，集団内の他の親会社が所有する，いわゆる共同子会社のばあいもある。）

このような子会社・関係会社では，「支配的大株主」である親会社がたとえば60％の株式所有であれば，40％株式は他の株主達が所有しているのであるが，すでに前稿「株式会社における所有と決定」（本誌，第74巻第5号）で明らかにしたように，このような「支配的大株主」のいるばあいには，40％の株式をもつ株主達においては，株主総会の議決への参加による意思表示の権利，それを通じての企業活動への支配参加の権利は完全に有名無実となってしまい，したがってまた企業利益の取得においても，自分の意思を反映することなしに決定された配当を受動的に受けとるのみの存在となっている。40％の株式をもつ株主達では，株式所有は，実質的には，自分の意思を反映しないで決定された配当を受けとる権利のみとなっているのである。

他方，親会社は，過半数所有にもとづいて，自分の出資分と他の株主達の出資分とを合体してなりたった子会社・関係会社の会社資産・現実資本の100％を占有・利用する権利をわがものとし，子会社・関係会社に対する専一的支配を可能にするのである。

ところで，上にのべたかぎりでは，単独の株式会社において，個人または同族が過半数の株式を所有する「支配的大株主」であるばあいの問題とまったく同じである。しかし，過半数所有者が個人または同族であるばあいには，彼（ら）は直接自らの株式所有にもとづいて，会社資産・現物資本の100％を占有・利用する権利をわがものとしているのである。ここでは，40％の株式を所有する株主がもっていた会社の意思決定・企業活動の支配への参加の権利は，実質的には彼らのもとから60％の株式を所有する個人または同族に移っているのである。個人・同族は「所有にもとづく支配」を行なう者となる。

これに反し，親会社と子会社・関係会社との間での株式所有のばあい，過半数所有しているのは個人または同族ではなく親会社であり，「所有にもとづく支配」をわがものとするのも親会社なのである。ここから，親会社による所有，親会社による「所有にもとづく支配」とはいかなるものか，という問題が生じてくる。

現代資本主義の，頂点の巨大企業では，前稿でみたように個人あるいは同族による過半数株式所有というばあいは，むしろ例外的となっているのではあるが，親会社による「所有にもとづく支配」と個人・同族によるものを比較・検討するには，まず親会社が個人・同族による過半数持株支配であるばあいをとりあげることが有効であろう。すなわちこの親会社について，個人または同族が自らの過半数株式所有にもとづいて親会社の会社資産・現実資本の100％を占有・利用する権利

をもっているとしよう。——具体的な例として先にあげた企業集団のうちカイザー・インダストリーを親会社とする集団あげることができる。この親会社の株のほぼ半数は，カイザー一族によって保有されている——。（ここでは彼（ら）が直接その会社の意思決定・企業活動への支配を行なうか，彼（ら）が適切な経営者を任命し，その経営者を自らの完全な意思のもとにおくかは問題ではない。）

ところが，ここで問題なのは，この個人・同族が，親会社によって株式の過半数を所有される子会社・関係会社についても，その会社資産・現実資本100％を占有・利用する権利をわがものとするということである。この個人・同族は，親会社については自ら株式の過半数を所有し，この「所有にもとづく支配」をわがものとしているのではあるが，子会社・関係会社については事情は異なる。子会社・関係会社についてこの個人・同族は自らの株式をまったく所有していないのである。子会社・関係会社の株式は，親会社（60％）と他の株主達（40％）によって所有されているのであり，親会社が過半数所有にもとづいて子会社・関係会社の会社資産・現実資本100％を占有・支配する権利を得ているのである。

だがこのばあい，この個人・同族は，親会社の株主総会・取締役会を完全に自分の意思のもとにおき，会社資産・現実資本100％の占有・利用の権利を所有し，この親会社の会社資産・現実資本の運営・管理＝企業活動の一環として作りだされた子会社・関係会社に対する株式所有にもとづいて生じる支配の権利をわがものとするのである。親会社による株式所有とそれにもとづく支配の権利を，親会社の会社資産・現実資本100％の占有・利用の権利をもつ個人・同族が，親会社におけるこの支配にもとづいてわがものとし，子会社・関係会社にまでもその支配を貫徹するのである。

このばあい，子会社・関係会社について，形式上はまさに「所有にもとづく支配」が行なわれているものとして現われるし，個人・同族の子会社・関係会社に対する支配も「所有にもとづく支配」のように現われる。しかし，実質的には，この個人・同族の子会社・関係会社に対する支配は，けっして彼らの「所有にもとづく支配」ではないのであって，親会社における「所有にもとづく支配」による支配の貫徹である。

なお，同様の過半数株所有による支配が孫会社・曽孫会社へと及ぼされていくばあい，あるいは，親会社に対する個人・同族の支配が少数株所有にもとづくばあいを考えてみれば，個人・同族による「所有にもとづく支配」が親会社にかんしてのみ言えることであって，子会社・孫会社にかんしてはすべてこの「支配」による支配の貫徹・拡張だという関係がより一層明瞭に理解されよう。

したがって，このような子会社・関係会社では，自らの株式所有にもとづいて会社の意思決定，企業活動への支配を行なっていく人間が存在しなくなっており，株式会社における「会社それ自体による所有」の実質化といえる状態が生じているといえよう。もっとも「会社それ自体による所有」の実質化の内容は，前稿でみた“マネジメント・コントロール”型のばあいのものと類似した面とともに，親会社による過半数株式所有という法的関係が存在し，それを利用して親会社を支配する

者（個人・同族）が支配を拡張するという異なった面をもってはいるが。

以上にみた親会社による子会社・関係会社の株式所有にもとづく支配という関係は，頂点の巨大独占企業において株式の極度の分散化，株主数の激増がすすみ，最大株主や上位少数株主の持株比率が格段と低下してしまったもとで，巨大独占企業固有の複雑な経営管理の中枢機構を，株式所有と結びつかない経営者が掌握し会社の意思決定・企業活動への支配を実質的に行なっていくようになったばあい――いわゆる“マネジメント・コントロール”型巨大企業――においても同じである。このばあいには，すでに前稿「巨大企業における所有と決定」で明らかにしたように，「会社それ自体」による所有の実質化の完成にもとづいて，本来「会社それ自体」に帰属する会社資産・現実資本の占有・利用の権限を組織的に代行するものとして“経営陣”が登場し“マネジメント・コントロール”が行なわれているのである。そして，この親会社の会社資産・現実資本の運営を通じて作りだされていった子会社・関係会社に対して，親会社の会社資産・現実資本の占有・利用の権限を組織的に代行している“経営陣”が，かかる存在であることにもとづいて，親会社における支配の代行を子会社・関係会社にまでも貫徹しているのである。この企業集団では，頂点の親会社をのぞけば，多くの子会社・関係会社において「所有にもとづく支配」が行なわれているような形態をとっているが，これらの実質は上にみたとおりである。それゆえ，この企業集団では，親会社では〈完成された「会社それ自体」による所有の実質化〉と，それと対応した所有と結びつかない“マネジメント・コントロール”がすすんでいるし，企業集団全体においても，自らの所有にもとづく支配を行なう人間はまったく存在しなくなっているのである。ここには，自らの所有にもとづいて支配を行なう者（自然人）が存在しなくなることにおいて，「会社それ自体」による所有の実質化の完成と普及がゆきわたっているといえよう。

(4) 以上のごとく，産業資本型企業集団では，頂点にたつ巨大独占企業＝親会社が，自己の支配領域を拡大するとともに自己の独占的地位を強化するために，多種多様の子会社・関係会社を作りだし，親会社によるそれら会社の株式所有を紐帯として一つの企業集団としつつそれら諸会社を親会社の専一的な支配の下におくのである。ここでは集団全体の目的は即親会社の目的であり，親会社の統制・支配のもとに，多角的な事業を営む諸会社が有機的関連をもちつつ総合的な力を発揮し，頂点の巨大独占企業の強化と諸会社の利益を拡大していくのであるが，かかる集団的活動の成果の配分においても，親会社の意思が貫徹し親会社にもっとも有利な形が選ばれる。あるばあいには，利潤は親会社のもとへ吸い上げられ，あるときは（逆）粉飾のために子会社・関係会社の方に利潤が留保され，あるいは子会社勘定の交際費支出を増大してそれを親会社が利用するなど，種々様々な形で，親会社の利益の優先，親会社の意思の貫徹が行なわれ，そのことによる親会社＝巨大独占企業の力の強化によって集団の会社全体もまた強化されていく。

頂点の巨大独占企業は，このように多種多様の子会社・関係会社を作りだし集団として編成していくことによって，単独の巨大独占企業＝親会社のみであったならば不可能であった巨大規模の会社資産・現実資本を直接・間接に占有・利用する権利を獲得し，自己の支配領域を拡大していくのである。これは，親会社による子会社・関係会社の持式所有を通じて行なわれるので，各会社の他の株主たちの所有の実質の喪失をともないつつ，親会社のもとに子会社・関係会社に対する支配の力が集中していく。この支配の力をわがものとしていくのは，親会社を自らの「所有」にもとづいて「支配」している個人・同族，あるいは〈完成された「会社それ自体」による所有の実質化〉に対応して，本来「会社それ自体」の所有にふくまれる支配を組織的に代行している“経営者”である。（もちろん，そのいわば中間的存在として，最大株主（達）が株式所有のみでは「支配」が不安定なため，自ら“経営者”の機能を行なうことによって補完するものもある。）

かくして，親会社の意思決定・企業活動への支配の権利をもつものかそれを組織的に代行するものが，親会社の支配のみならず，子会社・関係会社全体への支配を貫徹し，企業集団を支配するものとして現われる。そして，こうしたなかで，親会社が“マネジメント・コントロール”型のばあいにおいてはもちろんのこと——親会社において個人・同族の自らの「所有にもとづく支配」があるばあいにおいても親会社以外では——「会社それ自体」による所有の実質化が普及し，自ら所有しないものが本来「会社それ自体」の所有にふくまれる支配を，代行し，さらにはわがものとしていく状態が普及し，一般化していくのである。

ただし，この産業資本型企業集団においては，頂点の巨大独占企業によって，関連子会社・関係会社が作りだされ集団として編成されているという特徴から，つぎにみる金融資本型企業集団にくらべると，企業集団としての限界をもっている。巨大独占産業企業は巨額の剰余価値＝利潤プラス独占利潤からの内部蓄積をもとに子会社・関係会社を作り，一般株主の出資による社会的資本の動員も行なってはいくし，親会社を頂点とした企業集団の信用によって，信用機関からの融資もうけるとはいえ，集団の内部に銀行業をはじめとする金融機関をもっていないことによる資金的限界が存在する。そしてこのことと関連し，産業資本型企業集団の範囲は，基本的に，頂点の巨大独占企業の企業活動に直接間接に関係のある領域に限定されるという特徴も生じている。多種多様の子会社・関係会社といっても，それらは親会社に市場面・技術面で直接間接に関連をもつもので，それゆえにその専一的支配が貫徹するという特徴と同時に，その支配領域の拡張の範囲が制約されるという特徴も付されているのである。

(5) 最後に二つばかり補足しておきたい。

産業資本型企業集団では親会社の専一的支配が行なわれているという特徴が一般的であるが，企業集団の周辺部には，株式所有からみてなお専一的支配は困難と思われる関連企業が存在する。

親会社による持株比率と匹敵する率，あるいはそれを上回る率の株式を個人あるいは同族が所有しているばあいが一つの型である。これは，この親会社＝巨大独占企業との取引関係をもっていた個人・同族の支配する会社（形式的にのみ会社形態をとっていた個人企業であるか，個人・同族の「所有にもとづく支配」が行なわれていた会社であるかは，問題ではない）が，巨大独占企業側の取引安定化の思惑によってか，あるいは経営不振におちいった個人・同族会社側からの救済要請からかはともかくとして，巨大独占企業による株式取得＝資本参加が行なわれた結果生じるものである。これらの中には，旧支配者である個人・同族が経営者の位置を継続するばあいも多いが，この会社の自主性は大きく失われ，親会社の意向を多分にうけいれざるをえなくなる。これらの多くは，巨大独占会社が，早かれ遅かれ，専一的支配下におく傾向が強い。従属的な会社側からみれば，自主性を大きく失う代りに，集団内に入ることによって，取引関係の安定的維持，技術的援助などの利点があるので，経営安定の代償として自立的意思決定の一部を親会社に渡したという関係にある。

第二に補足すべきは，子会社・関係会社のうち，顕著な発展をとげ，頂点の親会社に代る位置をしめるにいたるもの，あるいは従来の親会社と並んで集団の頂点にたち，独自の子会社・関係会社を作っていくもの，があるということである。日本の例では，かつてのトヨタ自動車工業（株）は豊田自動織機の関係会社として成立したものであったが，現在はこの豊田自動織機をふくめたトヨタ・グループの頂点に位置しているし，あるいは古河電工から富士電機，富士電機から富士通信機，というように，成長分野の事業部をまず別会社として独立させ，最初は閉鎖的な資本所有で完全な支配下においておいたものが，急激な発展によって，他からも大規模な資本調達を行ないつつ旧来の親会社に匹敵する，あるいはそれを凌ぐ会社となるばあいもある。そのばあいには，もはや親会社の専一的支配とはいえない対等的関係となるが，同一の企業集団の会社の急激な発展であるから，それが親会社に代って頂点にたつばあいもあれば，従来の親会社とならんで一つの企業集団の頂点として互いに政策の調整と協調的決定をはかっていくばあいもある。

II　金融資本型企業集団の構造的特徴(1)

(1)　金融資本型企業集団は，さまざまな産業の複数の独占的巨大企業と，銀行業をはじめとする金融関係の独占的巨大企業や機関を一つに結集した企業集団である。この金融資本型企業集団は，集団内部に巨大金融機関を包含していることによって，産業資本型企業集団のもっていた資金的限界と産業関連的制約を克服し，市場面・技術面での関係の稀薄な多くの産業諸部門にまでわたってそれぞれの巨大産業独占企業を包含していき，その集団の領域・範囲をはるかに拡大する。

なお，ここで「金融資本型」という形容を用いたのは，この型の企業集団こそ，レーニン以降，多くの理論的および実証的研究がつみ重ねられてきた「金融資本」の現代における主要な存在形態

に他ならないと考えるからである。

レーニンは，ヒルファディングのように「金融資本」を「産業資本に転化されている銀行資本」[4]とはみなさず，「生産の集積，そこから発生する独占，銀行と産業の融合あるいは癒着 —— これが金融資本の発達史であり，金融資本の概念の内容である」[5]と規定した。また，彼は「金融資本は，産業家の独占団体の資本と融合している独占的な少数の巨大銀行の銀行資本である」[6]とも，また「金融資本とは銀行資本と融合した独占的産業資本である」[7]とも規定している。これについては，独占的産業資本と独占的な銀行資本のどちらに優位を認めているのかという問題があるが，これは後にゆずり，ここでわれわれとして確認したいことは，「金融資本」が独占的産業資本と独占的銀行との「融合」，「癒着」であるということである。

独占的産業資本と独占的銀行などの金融機関とがどちらが優位にたつかは，本質的問題ではなく，両者がともかく融合することによって「金融資本」が成立するのである。そしてこのばあい，この融合によって，産業資本とも銀行資本とも異なった別の新しい運動様式をもった独特の資本範疇が成立するわけではけっしてないのであって，一方は独占的産業資本として，他方は独占的銀行資本として機能するところのそれぞれ別箇の大企業が，何らかの紐帯とくに信用と所有の関係で結びつき，共通あるいは共同の統一的意志のもとに協働することになるのであり，それゆえ「金融資本」は一般に両者の領域の諸企業からなる企業集団という形態で存在することになるのである。

金融資本型企業集団における「所有と支配」の問題を解明する上でまず必要なことは，この集団に諸企業を結びつける固有の紐帯は何かを明らかにすることであり，さらにそれとの関連で，集団の統一的意思はいかに決定されるのか，この集団的結集において集団を構成する諸企業間相互にはたして支配・従属の関係が成立しているのか……などの問題を検討しなければならない。

(2) 両者の融合・癒着の内容・形態は，独占資本主義の形成の時期以降，かなりの変化をとげているので，現代資本主義における問題の所在を明らかにするに必要なかぎりで，ごく簡単に，その変化にふれておこう。

競争の支配する資本主義では，銀行資本と産業資本との関係は短期的な信用の授受という短期かつ浮動的なものであったが，19世紀末以降「資本の集積・集中」が高度な発展をとげると，この関係は変質する。

注(4) R. Hilferding, Das Finanzkaital (1910), Dietz Verlag, 1955, S. 335, 岡崎次郎訳『金融資本論』（岩波文庫）中巻，97頁。

(5) ヴェ・イ・レーニン『資本主義の最高の段階としての帝国主義』（マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第22巻，大月書店）260頁。

(6) 同上，307頁。

(7) ヴェ・イ・レーニン『帝国主義と社会主義の分裂』（『レーニン全集』第23巻）112頁。なお同様の「金融資本とは，独占にまで成長して銀行資本と融合した巨大産業資本である」という規定がほぼ同時期の論文「マルクス主義の戯画と『帝国主義的経済主義』とについて」（『レーニン全集』第23巻），43頁にもある。

第1に「資本の集積・集中」と生産力の高度な発展にともなう固定資本の厖大化のもとで，産業資本は本来の自己資本のみではこの固定資本をまかなうことが困難となり，銀行との長期的関係（短期的貸付の反復による実質的な長期貸付や，発行株式の市場消化までのつなぎ融資などをふくむ）を深めていく。

第2に，銀行業においても「資本の集積・集中」の高度な発展によって少数大資本が形成されるが，この巨大銀行のそれぞれは，多様な産業部門での巨大有力資本と結びついて，長期的結びつきにともなう危険を回避するよう努める。

こうして，巨大銀行と長期的結びつきを強めた少数の有力産業企業は，この優位性に支えられて同部門内の競争企業の駆逐あるいは合併を有利に進めていくことができる。他方，ある産業部門で少数大資本の形成がみられたもののなお独占的協調にはいたらず，それだけに資本相互間の激しい競争・対立が展開しているばあい，これら大資本の複数と関係をもっている巨大銀行にとってはかかる競争を止めさせることが自己の利益からみて重要事なので，金融上の影響力をあげてこれら企業の合併を要請したり協調的行動を強要したりする。

また，投資銀行あるいは証券会社などの金融機関は，企業合併による新会社の設立によって手数料と創業者利得を獲得できるし，とくに独占的企業合同にさいしては，（将来の独占利潤を先取りする）高率の創業者利得を獲得できるので，それを直接の目的として自らイニシアティブをとって巨大産業諸企業の合同を強力に推進しようとすることも多い。

以上のように諸産業での独占資本形成や独占的合同における媒介を通じて，巨大銀行資本と産業独占資本との結びつきが深まり，両者の長期的関係が形成されていくのであるが，かかる形成過程においては，多くのばあい，銀行業の優位のもとに金融資本型企業集団が形成されたことは明らかであろう。――ヒルファディングの対象としたのはかかるものであったし，時にはレーニン[8]も，そしてまたそれ以後のマルクス経済学関係の多くの「金融資本」論が，銀行の優位や，銀行による支配を強調してきたのも，かかる現実の一定の反映であったといえよう。

19世紀末から今世紀初頭にかけて先進資本主義諸国のいずれにおいても，この金融資本型企業集団の形成がみられ，現在にいたっているが，いま主要諸国の諸集団の主なものを例示すれば，[9]米国につ

注（8） たとえば，レーニンの『帝国主義論』の中には，明らかに銀行の優位を説く言葉が次のようにいくつもある。「銀行は……全能の独占者となる」（『レーニン全集』第22巻，241頁），「産業資本家は銀行にますます完全に従属するようになる」（同，254頁）。

（9） 各国の金融資本の形成過程を（投資）銀行と大産業との癒着の代表的な事例について考察した研究は多いが，一国全体でどのような金融資本集団が存在するかを検出した研究は意外と少ない。米国については，P. M. スウィージーが1935年時点でモルガン集団をはじめとした八大インタレスト・グループを検出したのが有名であり（P. M. スウィージー「アメリカ経済における利益集団」P. M. Sweezy, *The Present As History, Essays and Reviews on Capitalism and Socialism*, New York, 1953. 都留重人監訳『歴史としての現代』岩波書店，所収），第2次大戦後にはパーロがやはり八つの金融資本集団を検出した（Victor Perlo, *The Empire of High Finance*, New York, 1957, 浅尾孝訳『最高の金融帝国』合同出版社）。しかしそこでの八大集団にはスウィージーの示した「クーン＝ローブ」集団が姿を消して「バンク・オブ・アメリカ」集団が登場しているなど，その後の勢力の消長を反映して若干のいれかえがある。なお，英国の金融資本集団として上にあげたのはアーロノヴィッチの検出したもの――S. Aaronovitch,

いては「モルガン」集団，「ロックフェラー」集団，「メロン」集団，「クーン＝ローブ」集団など，英国については「モーガン／モーガン・グレンツェル」集団，「ジャーディン・マジソン／ホンコン・シャンハイ銀行商会」集団，「ロスチャイルド／サミュエル／オッペンハイマー」集団など，わが国では三井，三菱，住友などの財閥集団が有名である。

なお，これらの諸集団のうち米国の「ロックフェラー」集団は，銀行主導でなく産業主導の，すなわち，石油を中心とした産業独占体がもっぱらその巨額の独占利潤の内部蓄積を基礎に有力銀行を傘下におさめることによって，金融資本型企業集団に発展した例(10)，として著名なものである。

(3) しかしながら，独占資本主義の発展過程のなかで，金融資本型企業集団内部の力関係はかなりの変化をとげてきているように思われる。

なによりも重要なことは，集団内部の産業独占企業が，きわめて巨額の剰余価値＝利潤プラス独占利潤を獲得し，内部留保によって企業活動を格段と拡大し，その多くは，前節でみたように自らを頂点とし自らの支配を貫徹できる産業型企業集団を形成するにいたっていること，他方，独占資本主義段階固有の停滞＝投資機会の不足とである。このことは，そのかぎりで産業独占企業の金融機関への依存を減少させるものである。

それゆえ，結論を先どりしていえば，現代の金融資本型集団は，巨大な独占的銀行など金融機関とともに，それぞれが巨大な力をもったいくつもの巨大な産業独占企業・産業資本型企業集団をふくんでいるので，産業資本型企業集団におけるように，頂点にたつある会社の専一的支配が貫徹するような構造ではありえないのではないか，一般的には，金融資本型企業集団では，主要な構成員たる巨大諸金融機関と巨大独占的産業諸企業の間には，より平等，より対等な相互関係が存在しているのではないか，と思われるのである。もしそうだとすれば，専一的支配がない金融資本型企業集団において，共同・共通の統一的意思はなぜ，いかに決定されるのか，内部に意思の相違・そごが生じたばあいそれはいかにして調整されるのか，かかる統一的意思決定，意思の調整においてだれかが優越的な力をもっているのか，銀行を中心とする金融機関はいまなおそのような力をもっているのか……等，が重要な問題となる。

これらの問題を考えるさい，金融機関による諸企業の株式所有，融資，役員派遣の内容を検討することからはじめることが適切であろう。なぜなら，これらは，いまだに銀行による産業支配を主張している論者がこの支配の重要な手段とみなしているところのものだからであり，われわれにとっては，そうではなく，集団的結集を媒介する重要な役割をもつものと思われるからである。

(4) 銀行を中心とする金融機関による非金融巨大会社の株式所有の現代の特徴を，第2次大戦後

The Ruling Class, A Study of British Finance Capital, London, 1961, 勝部元・玉井龍象訳『イギリスの金融資本』新評論――である。

注(10) 鎌田正三『アメリカの独占企業』時潮社，1956年，を参照。

の米国の状態を主たる対象としてみる。

集団内の会社間の株式保有については，(1)集団内の銀行・金融機関による集団内の非金融＝産業巨大会社の株式の保有，(2)巨大産業会社による集団内銀行の株式の所有，(3)集団内の巨大産業会社同士の相互株式保有，が区別される。

集団内の会社相互間の株式持合いが異常に発達している日本の状態とは異なり，米国では，(2)，(3)はほとんど問題にならず，もっぱら(1)の株式保有であり，それもいわゆる機関投資家とよばれる金融機関による産業会社の株式の大量保有という問題である。この違いが何故生じたかは興味深い問題ではあるが，ここではふれない。日本については別稿で論及する。

(i) さて，金融機関による産業会社の株式保有について第一に注目されるのは，金融機関のなかでも大商業銀行が群をぬく力をもった存在となったことである。この点は，1960年代に行なわれた米国下院パットマン委員会の調査などによって明らかである。

第6表　会社発行済株式総数に対する各金融機関の保有率（%）

年　度	個人信託*	年金基金**	投資会社	生命保険	その他†	全金融機関††
1900	4.3	—	—	0.5	1.9	6.7
1912	6.5	—	—	0.2	1.5	8.1
1922	8.3	0.0	0.1	0.1	1.1	9.6
1929	6.8	0.1	1.2	0.2	1.4	9.6
1939	12.9	0.2	1.2	0.6	2.1	17.0
1945	12.3	0.2	1.4	0.7	2.0	16.5
1952	11.4	0.9	3.0	1.1	2.5	18.9
1958	11.4	3.1	4.6	1.1	2.5	22.7
1968 a	9.1	5.6	5.7	1.3	2.3	24.0
1968 b	8.6	6.3	6.1	1.4	2.3	24.6
1974	11.1	9.9	5.4	3.5	3.3	33.3

資料：以上のうち，1900–1968年aについては，Securities and Exchange Commission, *Institutional Investor Study Report*, House Document 92–64, 1971, pt. 6, pp. 78, 144, また，1968年bと1974年については，Securities Exchange Commission, *Annual Report*, 1975, table 7. からそれぞれ得た。

* 個人信託は商業銀行の信託部門および信託会社により管理された。

** 非保険個人年金基金。

† 商業銀行，相互貯蓄銀行，損害保険会社および共同信託基金を含む。

†† 商業銀行信託部門により管理されている3つの範疇——不動産，代理店勘定および年金以外の被雇用者厚生基金を含まない。

<出所> David M. Kotz, *Bank Control of Large Corporations in the United States*, 1978, p. 65, コッツ『巨大企業と銀行支配』64頁より。

米国では金融機関が保有・管理する株式は全会社発行済株式総数の約3分の1にものぼり，第2次大戦前とくらべるとその比重の顕著な上昇が注目をひく（第6表参照）。ついで，いわゆる機関投資家とよばれる各種金融機関のうち，その保有・管理する資産額をみると，第7表のごとく，商業銀行のもの（商業銀行金融資産プラス銀行信託部門資産）が58.4%と圧倒的比重を占めており，ついで生命保険会社が高い比重を占めていることが分る。

米国では，商業銀行はその信託部門によって他社の株式を保有している。日本にくらべ米国では，

第7表　合衆国の金融機関投資家の総資産*——1967年——

（単位：10億ドル）

	資　産	%
商業銀行金融資産	357	34.4
銀行信託部門資産（1967年11月～12月）	250	24.0
相互貯蓄銀行資産	61	5.9
貯蓄・貸付組合	134	12.9
生命保険会社	162	15.6
その他保険会社	40	3.8
オープン・エンド投資会社	34	3.3
合　　計	1,040	100.0

（注）(1) 上掲の合計額のうち6,070億ドルは商業銀行の支配下にある。これは全体の58.4%に相当する。

(2) * この合計額には信用組合（Credit Union）の 100億ドルと金融会社の448億ドルはふくまれていない。この両者はその資産をほとんど少額の，比較的短期の個人消費向け融資にあてられている。

<資料出所> *Federal Reserve Bwlletin*, February 1968: bank trust department assets, Subcommittee Survey. 米国下院銀行通貨委員会『銀行集中と産業支配——パットマン委員会報告——』（志村嘉一訳）190頁より。

株主のうち個人株主の所有率はいぜんとして高く，1971年全上場株の時価総額7,600億ドルのうち個人の所有するものは約60%にあたるといわれているが，しかし注意すべきことは，このうち個人が直接保有・管理するものの率は低下をつづけ，銀行信託部などにそれを委託することが多くなっていることである。（このばあい，個人の所有株式ではあるが，銀行信託部の保有・管理の株式とされ，株式の議決権もほとんどのばあい銀行信託部に移る。）

また，近時急増してきた各種の従業員年金基金なども，ほとんどのばあいその積立資金の管理・運営は銀行信託部に委託される。そのばあい，商業銀行のなかでも上位の少数巨大銀行への集中が顕著に進んでいることが第8表から明白である。第8表の上位銀行はいずれも，金融資本型企業集団の中枢的金融機関とみてよいものである。

そして，このような個人資産（株式その他）や年金基金を管理する銀行信託部をはじめとする各種金融機関や，大衆の貯蓄の一形態たる生命保険基金を管理・運用する生命保険会社などが，産業巨大会社の上位株主を占めることとなっているのである。この点，前稿70～71頁の第10表に明らかである。

> P. M. スウィージーのように，19世紀末からの金融資本形成期に中心的に活躍したJ. P. モルガン商会のような個人金融業者的投資銀行や大資産家にのみ注意をむけていると，現代においては金融資本型企業集団（彼のいうインタレスト・グループ）は解体した，その概念はもはや有効ではない，[11] といった誤った結論に導かれることとなる。

さて，以上のように商業銀行信託部をはじめとした金融諸機関が，厖大な株式を所有または保有（個人所有のものを受託）し，それらを管理していることが明らかであるとしても，そのことからた

注(11) P. A. Baran & P. M. Sweezy, *Monopoly Capital*, New York, 1966, Chap. 2, 小原敬士訳『独占資本』岩波書店，第2章。

第8表　各種信託資産の大銀行への集中状況 ——1970年——

（単位　1000ドル）

信託資産の順位	銀行名	信託資産総額		従業員福祉年金勘定			個人信託勘定			代理店勘定	
		金額	%	金額	順位	%	金額	順位	%	金額	順位
1	Morgan Guaranty Trust	16,824,731	6.73	9,654,857	1	13.34	3,172,224	3	2.56	3,997,650	3
2	The Chase Manhattan Bank	13,644,056	5.45	6,513,196	3	9.00	3,011,260	6	2.43	4,119,600	2
3	Bankers Trust Company	11,090,765	4.43	7,685,366	2	10.62	2,168,123	12	1.75	1,237,275	7
4	First National City Bank	10,871,500	4.35	4,706,186	4	6.50	4,101,773	1	3.31	2,063,541	4
5	Unitcb States Trust	8,398,623	3.36	693,404	17	0.96	3,172,053	4	2.56	4,533,167	1
6	Mellon National Bank and Trust	7,629,595	3.05	3,289,171	5	4.55	3,130,790	5	2.52	1,209,634	9
7	Manufacturers Hanover Trust Company	7,337,657	2.93	2,701,132	7	3.73	2,896,250	7	2.34	1,740,275	5
8	Wilmington Trust Company	5,624,571	2.25	1,456,192	11	2.01	3,948,850	2	3.18	219,530	52
9	The First National Bank of Chicago	5,430,293	2.17	2,978,311	6	4.12	1,823,371	17	1.47	628,612	18
10	Continental Illinois National Bank	5,137,319	2.05	2,217,216	8	3.06	1,956,976	14	1.58	963,126	11
以上小計（10行）		91,989,110	36.77	41,895,031		57.89	29,381,670		23.70	20,712,410	
上位20行累計		128,891,885	51.53	52,393,035		72.40	48,623,378		39.23	27,875,472	
上位30行累計		148,089,796	59.20	56,504,612		78.07	60,224,905		48.59	31,360,280	
上位50行累計		175,734,840	70.22	62,195,829		85.93	75,230,271		60.70	38,308,742	
合計（2,890行）		250,169,832	100.00	72,348,233		100.00	124,028,356		100.00	53,793,633	

〈出所〉 U.S.Congress, House, Committee on Banking and Currency, *Commercial Banks and Their Trust Activities: Emerging Influence on the American Economy*, 2 vols., Staff Report for the Subcommittee on Domestic Finance, 90th Cong., 2d sess., Washington, 1968. 志村嘉一訳『銀行集中と産業支配——パットマン委員会報告』東洋経済新報社。第3—4表（226～227頁）より。

だちに金融機関による非金融会社に対する支配を結論づけることは誤りである。

たとえば，フィッチ＝オッペンハイマーは，米国下院パットマン委員会の報告書を最大の論拠としてつぎのように述べるとともに産業企業に対する銀行の一方的支配の貫徹を強調した。(12)

「パットマン委員会の一連の報告書により，われわれは次のことを確認した。商業銀行（とくに東部の大商業銀行）が，今日のアメリカの金融的ならびに経済的権力の主要な位置を占めているということである。銀行の支配と影響力は，おそらくドイツやベルギーのような明確さはないだろうが，圧倒的な力をもっているように思われる。」(13)

われわれは，パットマン委員会の提供した資料のしめす金融諸機関による厖大な株式の所有・保有，管理については，さらにつぎの二つの問題が検討されねばならないと考える。第一は，金融諸機関が産業巨大企業を単独あるいは少数上位株主との協同で支配するに足る株式を保有しているかどうかという問題である。第二は，金融諸機関の株式保有の目的であって，これについては，金融機関はその性質上，株主として産業巨大企業の支配に参加することには消極的であるという一般的見解を検討することである。もちろん，二つは相互に関連をもっているものであるが，一応別個にして，第二の点から検討する。

注(12) R. Fitch & M. Oppenheimer, "Who rules the Corporations?" *Socialist Revolution*, Vol. 1, No. 4, 5, 6, 1970, 岩田巌雄・高橋昭三監訳『だれが会社を支配するか』ミネルヴァ書房。

(13) 同上訳書，225頁。

(ii) 株式取得を行なう金融諸機関——いわゆる機関投資家——の行動原理については，いわゆる "Wall Street Rule" といわれるものが一般に認められている。それによれば，機関投資家は一般にその議決権の行使を行なおうとはせず，もし会社経営者の政策決定やその結果に不満なばあいには，経営方針の変更や経営者の更迭を求める努力よりも，むしろその所有株式の売却を選ぶというのである。たしかに，金融諸機関の株式保有はかなり流動的である。銀行信託部や信託会社などでは顧客（個人や企業の年金基金など）から委託されて株式を所有・保有，運営して安定的な高収益——配当やキャピタル・ゲイン——をあげなければならないので，株式の売買をさかんに行なうという面もでてくるし，生命保険会社のばあいはとくに収益の安定性が至上命令なので，ある程度の多数の安定的な巨大企業の株式を所有し危険分散をはかるという面もでてくる。機関投資家の株式取得の目的が基本的には支配目的ではなく，収益目的であるといわれるゆえんである。

このように，銀行信託部や生命保険会社などによる株式保有の目的が，安定的な高収益の確保におかれることは事実であるとしても，しかしそのことは，株式所有にもとづく議決権によって当該会社に対する影響力を行使しないで，不満のさいは株式売却を選ぶということには，必ずしもならない。一方では大量の株式売却は株価の暴落をひきおこすおそれが大きい。それよりも会社政策への影響力行使をえらぶ方が当然だろうからである。他方，この損失を覚悟さえすれば株式を売却しうるという事実は，それ自体，当該会社の経営者にとっては脅威の要因である。大量の株式の売却がひきおこす株価の暴落は一般的株主の経営者に対する不信感を助長し，また乗取りグループに好機を与えるからである。このような脅威的要因である以上，機関投資家は，株式売却を選ぶ前に，当該会社の意思決定・経営活動に対してその影響力を与えるよう可能なかぎり努力するはずである。そのばあい，過半数の議決権を集めることが不可能な大株主にとっては，議決権を実際に行使するかどうかは問題ではない。過半数の議決権を集めることができない大株主においても，投資機関家は株式売却の脅威をもってある程度の影響力を経営者に与えることができるし，事実非公式ルートや役員派遣などを通じて影響力の行使を行なっている。以上要するに，金融諸機関がさまざまな会社の株式を保有するばあい，それは，特定会社の支配を主要な目的としているわけではないが，しかし，影響力を与えること，ばあいによって支配することが可能であるときには，株式所有にもとづいてできるだけの影響力の行使・支配の実行を行なうはずだということである。

なお，ここで注意しておくならば，金融諸機関の株式保有について支配はもちろん影響力の行使さえ否認するような見解が一般化したのは，つぎにみるように，巨大産業会社の会社規模の超大型化のもとでは，金融機関がたとえある巨大産業会社の株式を大量保有したとしても，その持株比率は非常に低いものでしかないという現状を反映するものと思われる。かかる現状では，巨大金融機関であっても，集団内の複数の金融機関と結託して集中的に投資しないかぎり，特定会社に対し株

式保有にもとづく支配を行なうことは不可能となっているのである。それゆえ，かかる現状では一層，金融諸機関は，集団内の特定企業に対する強いコントロールが必要な例外的なばあいをのぞけば，特定企業に投資を集中することをさけて，数多くの安定的な巨大産業会社の株式を保有することを選ぶようになるのである。この意味では，以上のことは，つぎにみる，第1の問題と密接な関係をもつものである。

(iii) 第1の問題にかえると，何よりもまず注意しておきたいことは，前稿で明らかにした，産業独占企業の会社規模のいちじるしい巨大化にともなう，株主数の厖大化傾向と，最大株主（単独または単独とみなされる小集団）あるいは上位少数株主の持株（累積）比率の急激な低下傾向とが支配していることである。

この点にかんして，米国上院のメトカーフ委員会の調査報告がかなり詳細なデータを提供しているので，その一部を前稿第10表に掲載したが，たとえば，公益企業中，資産規模第1位のアメリカ電信電話会社（ATT）を典型とするような会社では，銀行や各種金融機関が，単独または同集団内の数社の協力で株式所有によって支配力を行使しようとしても，（議決権株つき）持株比率は極度に低いため不可能というべき状況である。（ATT社では，最大株主の持株比率0.52%，上位20株主の累積比率5.58%である。）ATT社ほどの分散でないとしても，最大株主の持株比率が1%程度，上位20株主の累積比率10%程度という状態の会社では，巨大銀行またはその集団の金融機関数社が，株式所有を主要な基礎として当該企業の意思決定・企業活動への支配を行なうことは不可能といわねばならないし，また，影響力を行使しうるとしても，その効果はたいしたものではないであろう。

このような会社は特定の金融資本型集団には属さず，独自で存在しており，金融機関による持株も，きわめて多数の金融機関によるものである。それゆえ，ここでは，前稿でみた，株式会社における〈完成された「会社それ自体」による所有の実質化〉と「会社それ自体」による所有にもとづくコントロールを組織的に代行するものとしての経営者（組織）の登場が，金融諸機関による持株の増大傾向のもとでも貫徹しているとみることができる。このような巨大会社が存在するという事実は，銀行・金融諸機関によってほとんどすべての巨大産業企業が持株支配されるとする見解の誤りをしめすものといえる。

銀行・金融機関による一方的支配を強調するフィッチ＝オッペンハイマーらは，ATTをも「商業銀行，生命保険経営者，投資銀行家の借款団（consortium）による支配」下にあるとみなしており，その根拠の一つとして「1969年に金融機関である株主は656名を数えた。これらの金融機関の持株を合計すると，ATTの5億4,500万株のうち2,000万株強となり，市場価格による評価額は，概算10億ドルに上る。」[(14)]という事実をあげている。

しかし，他者への「意思の強要」・「支配」は，まずその前提として支配者側における統一的意思の

注(14)　『だれが会社を支配するか』前掲訳書，161頁。

形成・維持が不可欠であり，さらに高度の協調的行為が必要であるが，数百にものぼる金融機関がいかにしてこの統一的意思を形成し，かつ協調的行為をなしうるのかについては，彼らは何も語ろうとはしない。これでは「支配」の解明とはまったくいえない。

筆者には，フィッチらが根拠としてあげている事実は，むしろ金融諸機関の持株増大傾向のもとでも，〈完成された「会社それ自体」による所有の実質化〉が貫徹していることの根拠となると思われる。

つぎに，金融資本型企業集団に属している巨大産業にかんして金融機関による株式保有の特徴をみると，つぎの諸点が注目される。

前稿第10表から，ロックフェラー集団に属するといわれる EXXON，モルガン集団に属するといわれる IBM，などの持株状況を検討すると，まず，集団内の個々の金融機関が保有する株式は巨額にのぼるとはいえ，当該巨大会社の株式発行高の厖大化のもとでは，持株比率は非常に低いということがわかる。しかし，同一集団内の金融機関の持株を合わせると5％前後になるので，これら同一集団内の少数大株主が協力して当該巨大会社に対し一定程度の影響力を行使することは可能といえよう。EXXON（スタンダード・オイル・ニュージャージーの後身）の最大株主はロックフェラー系のチェイス・マンハッタン・コープで，その持株比率は1.30％（議決権ないものを含めると2.58％）と低いが，同系統のケミカル・バンクやエクイタブル生保の持株やロックフェラー財団など同族的持株を加えると約3％程度の高さとなり，表に出ていないロックフェラー系の持株をふくめれば，5％近くにはなるであろう。他方，IBM についても，最大株主はモルガン系の中心銀行たるモルガン・ギャランティーで持株比率は2.53％（同3.75％）であるが，その他のモルガン系とみなされるバンカーズ・トラストとプルーデンシャル生保の持株比率を合わせると，第10表に出ているものだけでも5％近くになり，表に出ていない小規模のモルガン系とみなされるものの持株をふくめると，5％を優に超えると予想される。

第二に指摘できるのは，第10表からも明らかなように，銀行をはじめとする金融機関による巨大産業会社の株式保有はけっして，同一集団内の会社に集中するわけではなく，上にのべた ATT のように集団に属していないもの，明瞭に別の集団に属する会社とわかるものにも，拡張して行なわれる傾向があることである。EXXONについては，モルガン系金融諸機関の持株比はロックフェラー系のそれに迫るほどになっている。IBM においてもロックフェラー系その他の銀行・金融機関もそれぞれ1％内外の大口株主として名を連ねている。これは，さきにみたように，銀行信託部や生命保険の性格から，多数の安定的巨大企業の株式所有によって収益の安定・危険分散を求めることの反映であるが，同時に，他の集団の会社に対してある程度の影響力をもち，情報を収集したり，その集団内の金融機関の当該会社に対する影響力を削減する牽制作用をもはたすものである。

以上のことは，金融資本型企業集団といっても，株式所有の状況からみるかぎり，巨大産業会社の会社規模のいちじるしい巨大化のもとでは，同一集団内の金融機関は複数協力してある程度の影響力の行使を行なうことはできるとしても，それは当該会社の意思決定に一定の弱い影響を及ぼす

程度のものにとどまり，当該会社の意思決定・企業活動へのコントロールを行ないうるというようなものではまったくない。以上のことを巨大産業会社からみると，上位大株主の多くを銀行はじめ金融機関がしめるようになっている事実はあっても，同一集団内の金融機関全体の持株比率も数％程度であるし，他の集団の金融機関による持株がその数％所有による影響力に対する牽制的役割もはたしているのである。それゆえ，巨大産業会社における「会社それ自体」による所有の実質化の成熟と，それに対応して「会社それ自体」による所有にもとづく支配を組織的に代行するトップ・マネジメントの出現という特徴は，総体としての金融諸機関の持株の増大という事実のもとでも，いぜんとして傾向的に進行しているものといえるのである。

最後に注意しておくが，以上では，金融資本型企業集団について，集団内でもとりわけ強力な巨大産業会社と金融諸機関との持株関係を中心に考察し，現代の金融資本企業集団における特徴としたのである。われわれは，現在においても，金融諸機関が株式所有にもとづいて同一集団内の大企業に対し，かなり強力な支配力をもっている例のあることを否定するものではない。前稿第10表と同様メトカーフ委員会報告 Voting Rights in Major Corporations によってみると，たとえば，メロン集団における中心企業たる Gulf Oil Corp. では，第1位株主メロン銀行の（議決権つき）持株比率 7.58％，第2位メロン同族財団 6.99％で，これだけでも 15％近くをしめているから，メロン集団では，株式分散化のもとで，金融機関と同族とが産業会社に対し強い影響力をもっていることがうかがわれる。また，モルガン系集団やロックフェラー集団においても，きわめて自律性の強い IBM や EXXON のような会社ばかりではなく，同一集団内の金融諸機関によってかなりの率の株式が保有され，そのかなり強力な発言力のもとにある産業会社の存在することも否定するものではない。

しかし，現代の金融資本型企業集団を問題にするときの中心的問題は，この集団における巨大金融機関と巨大産業独占企業との関係であるから，巨大産業独占企業において前稿でみたような変化・特徴が傾向的にすすんでいる以上，そのような傾向をになった巨大産業独占企業をとりあげ，それらと巨大金融機関との関係を考察の中心的対象とすることは，金融資本型企業集団の現代的特徴を把握するうえに必要であるし，またこれらは，将来の傾向をも示唆するものと思われる。

(5) 以上では，金融資本型企業集団における金融諸機関と巨大産業独占企業との関係を，金融諸機関による産業独占企業の株式所有の面から考察したが，つぎに融資の面からの検討をつけ加える。

同一の金融資本型企業集団に属する商業銀行，投資銀行，生命保険会社などは，相互に緊密な関係を保ち，協力しつつ，各種の条件の貸付資本を同集団内の各種の産業企業に，さらには集団外の産業企業に供給している。

米国では，融資においても，株式保有と同じように，金融諸機関のなかで中心的役割を演じるのは大商業銀行である。商業銀行は主に短期および中期の貸付を行なう。短期的な預金を主に運用する性格上，商業銀行は手形割引か当座貸越の形態で短期資金を産業会社に供給するのが主要な業務であったが，短期貸付けの反復による事実上の長期貸付も可能であるし，大衆の中長期の貯蓄性預金も集めて産業に対する中期貸付け，“ターム・ローン”を活発に行なうようになっている。（米国大手商業銀行では，融資の約半分がこの“ターム・ローン”である。[15]）また，商業銀行はその信託部の活動として社債の購入をも行なっている。

なお，巨大株式会社は社債発行によって資本を借入れるが，米国のばあい，産業会社の発行する社債のほとんど大部分を購入・所有し，産業会社へ長期の貸付資本を供給するのは生命保険会社と年金基金である。[16]

他方，投資銀行は，新証券（社債および株式）の発行業務を取扱うことによって，それらの最終的な消化にいたるまでの間のつなぎ資金を供給する役割を果たしている。

さて，大商業銀行をはじめとする金融諸機関が融資を行なうことを通じて融資先の産業企業に対して影響力・支配力をもつかどうかを考えてみると，理論的には，融資を通じて影響力・支配力をもちうることがあるのは，決して融資の絶対額の大きさや期間の長さによるものではなく，少数の巨大銀行などの金融機関が，社会の潜在的貨幣資本を独占的に管理・運用しうる立場にたち需要者に対し貨幣資本の独占的供給者になることによるものである。

しかし，ここで対象としている金融資本型企業集団内における金融機関と産業企業との関係では，借り手の産業側も巨大独占企業であり，独占的金融機関に対して決して劣勢ではない。金融機関にとって，巨大産業独占企業は各種の遊休資金をもつ大口の預金者であると同時に，もっとも安全確実な大口の貸付先であって，最高の顧客である。しかも，巨大独占企業は，巨額の剰余価値＝利潤プラス独占利潤の獲得にもとづいて内部留保をすすめ，この面からでは恒常的借入れへの依存を急速に低めつつあるのである。それゆえ，巨大金融機関は，大口預金者として，また自分の資金の安全有利な運用先として，多くの巨大産業独占企業を確保しておく必要があるのであって，金融資本型企業集団のなかでの巨大産業独占企業は，金融機関にとって有効かつ貴重な存在なのである。

他方，産業独占企業の側では，一般的には上のように内部留保・増資により恒常的融資への依存を低めてきているのではあるが，緊急に大量の借入れを必要とする事態が生じたばあい，大量の融

注(15) 1978年末米国大手週報告商業銀行の商工業貸付残高は合計1,158億ドルで，その 47.9%がターム・ローンであった。(Federal Reserve Bulletin, Jan. 1979.) 松井和夫「アメリカの商業銀行の構造（下）」(『証券経済』第133号所収) 73頁による。

(16) メンシコフの推計によると「1960年の終りに，会社の社債による負債総額950億ドルのうち，470億ドルが生命保険会社に，17億ドルが損害保険会社に，140億ドルが年金基金に，約70億ドルが商業銀行と相互貯蓄銀行に属していた。これら機関の所有合計は，私的会社が発行した社債の4分の3に達している。」S. Menshikov, *Millionaires and Managers*, 1969, Moscow, pp. 172–173. 太田譲訳『アメリカの金融寡頭制の研究』217頁。

資が可能な巨大金融機関は不可欠の存在である。巨大独占企業が独占資本主義固有の新産業開拓を行なうばあい，あるいは自部門へ他の巨大独占企業が参入しようとするのに対し参入阻止のための諸対抗手段をとろうとするばあい，あるいは急激な販売市場の縮小・停滞下で資金繰りの悪化が生じたばあい……などでは，平常時には融資をほとんど必要としなかった巨大産業独占企業も，緊急に大口融資を受ける必要が生じるし，このために巨大金融機関は有効かつ貴重な存在なのである。したがって，平常時には融資をほとんど必要としない巨大産業独占企業も，かかる緊急時を考慮して，遊休資金の預金などを通じて巨大金融機関と友好的関係を維持することを自己の利益とする。(17)

かくして，金融資本型企業集団における巨大銀行などの金融機関と巨大産業独占企業との間の関係は，融資の面からみても，相互に利用しあう有利な存在という関係であって，かかる存在として恒常的な友好関係が成立しているのである。それゆえ，巨大金融機関と巨大産業独占企業との関係は，融資の面からみても，基本的にはほぼ対等の関係で結びついているというべきであって，金融機関の一方的支配をみることはできない。もちろん，基本的にはほぼ対等であっても，景気の状況によって——金融逼迫期には金融側が優勢に，逆に金融緩慢期には金融側が劣勢になるというように——相互の力関係の若干の変化があるし，産業企業のなかでも，成長企業・停滞企業の差，産業における独占力の差によって，巨大金融機関との力関係には若干の差が生じる。またある企業が大幅の損失を生じその独占的地位，さらには企業としての存続自体が危うくなるばあいには，金融機関は——多くのばあい集団内の諸機関が結束して——，先にみた株式所有に加えて緊急の大量融資を行ない，これらを基礎に，当該企業の経営改善に対して強力な発言力をもつことになる。しかし，このような経営危機における事態はむしろ例外的というべきものである。

なお，金融機関はとくに長期大口融資にさいしては配当制限など種々の制限条項(18)をつけることが多いし，これを金融機関による産業支配の表現として重視する論者も一部にいる。(19) しかし，その内容は貸し手と借り手の力関係によって強くも弱くもなる性質のものであり，一般的に「支配」の存在を表現するようなものでは毛頭ない。弱い立場の借り手に対して付されるきびしい「制限条項」はたしかに借手側会社の経営者の自由裁量の幅を極度に狭め，「支配」にかぎりなく接近するであろうが，借り手が強力な巨大産業会社のばあいは制限もゆるく，あるいは有名無実ともなる。また，

注(17) 米国における大銀行と大企業の関係についての実証的研究において松井氏はとくに1966年の金融逼迫時の経験の分析から，「平常時には銀行融資にほとんど頼る必要のない企業ですら，大口預金を維持するなどして大銀行との関係を友好的なものにしておくのである」と述べている。松井和夫「アメリカの商業銀行の構造（下）」（前掲）60頁。

(18) restrictive covenants あるいは「保護条項」protective provisions とよばれるもので，たとえば，配当支払いについての制限，一定額の流動資本の維持，社外投資額に対する制限，債権者の同意なしに一定比率の資産を売却することに対する制約，さらに負債を増加させることに対する制約，などから成っている。

(19) たとえば，フィッチ＝オッペンハイマーは「最大の株式会社でさえも経営者の意思決定権を制限する契約を取り結ぶ」として，大企業50社が長期借入れにあたって受けいれた条件（大部分は配当制限）のリストを掲示している。R. Fitch & M. Oppenheimer, op. cit., 前掲訳『だれが会社を支配するか』72—73頁。なお，このリストの中にも，「長期借入れなし」が2社，「制限条項なしの借入れ」が3社あることに注意すべきである。

信用度最高の大会社のばあいには何の「制限条項」も付されずに貸しつけが行なわれるといわれているのである。[20]

ところで，以上では，金融資本型企業集団における融資関係を中心にみてきたが，巨大産業独占企業については，融資は先にみた株式所有と同じく，集団内の巨大金融諸機関が中心になって行なわれるとはいえ，集団外の巨大金融機関からもかなりの程度で行なわれているという問題がある。これは，融資においては，主力銀行を中心とした協調融資問題として現われている。

商業銀行は，預金者の払い戻し要求への準備の必要上，特定の産業企業へ厖大な融資を固定させておくと危険なので，危険分散のため，多様な産業の多数の安定的な巨大企業へ融資を行なう必要がある。（法律上も，預金者保護のために，ある銀行が単一企業へ貸付けることのできる資金の最大限は，米国のばあいは銀行の自己資本の10％未満に制限されている。）

したがって，巨大産業企業が上にみたように巨額の借入れを必要とするばあい，従来より関係の深かった同一集団内の大銀行といえども，これを単独で融資できないことがしばしば生じる。このばあい，この大銀行が主力銀行＝メインバンクとなって同一集団内の金融諸機関の協力を要請して融資に応じようとするのはもちろんであるが，主力銀行＝メイン・バンクのもとに他の集団の巨大金融機関をもふくめて協調融資のためのシンジケートが作られることも少なくない。これは，この集団の主力銀行などが，他の集団の巨大産業独占企業，あるいは集団に属していない巨大産業独占企業のために，他の集団の大銀行＝メイン・バンクの主導する協調融資に参加することでもある。

このように他の集団の巨大銀行の主導する協調融資に参加しあうのは，融資が巨大産業独占企業による有望なプロジェクト（新産業開拓など）に対するものであれば，融資の危険分散上からみてきわめて有利であるし，この関係によって預金獲得もできるという利益もあるほか，この参加によって他の集団のメイン・バンクの影響力を牽制しつつ，他集団の大銀行の動向や融資先企業にかんする各種の情報を収集できるという利点もあるからである。

このような協調融資が行なわれると，一面では厖大な融資をとりまとめた主力銀行の産業独占企業に対する発言権が強まるのであるが，他面では他の集団に属する巨大銀行の参加によって，ある集団内のメイン・バンクと巨大産業企業との結びつきやメイン・バンクの発言力の強さが牽制されるという面もある。

(6) 最後に，役員派遣・役員兼任について補足しておく。株式所有，融資にもとづく支配が行なわれるばあいには，派遣される役員はその支配を行使する主体となる。したがって，役員派遣・役員兼任が存在すると，そのことからただちに支配の存在を主張する見解が少なくない。しかし，役員派遣・兼任が一般的に支配力の存在を反映するわけでは決してない。

注 (20) Edward S. Herman, Corporate Control, Corporate Power, Cambridge, 1981, pp. 126-127.

これまでの，株式保有や融資関係の検討からも明らかなように，巨大金融企業と巨大産業独占企業との関係は，相互に利用しあうもので，基本的にはほぼ対等の関係である。金融企業は，株式保有において，あるいは主力銀行となることにおいて，ある程度の影響力をもつことがあっても，金融企業がつねに優位にたって産業独占企業の意思決定・経営活動を支配するような関係とは決していえないものである。このような関係においても多くの役員派遣・役員兼任は行なわれているし，そのばあい株式保有や長期融資を行なう金融諸企業の側からのものの方が一般的に多いといえる。しかし，独占的巨大産業会社における役員人事は，前稿でも述べたようにトップ・マネジメント自体が主導して行ない，その中に外部重役の一員として金融企業からの派遣重役を迎えいれるのである。外部重役としての銀行家は普通，トップ・マネジメントの中に入りこんで当該大会社の意思決定を直接左右するというような力はもたず，むしろ，その経営の実態や動向についての情報を収集し，金融企業としての債権の保全や株式売買に役立てること，および両者の相互利用関係を一層緊密にするようその影響力を行使するのである。また，大銀行の方も，しばしば非金融大会社の最高幹部職員を自行の重役として迎えいれており，大銀行と大会社はこのような重役の交換によって，両者の名声をともに高め合い，かつ情報を交換し合い，そして相互の取引関係を強化するのである。(21)

なお，すでにのべたように，経営が危機的となったばあいには，集団内の金融諸機関は協力して大量融資しつつ，株式所有と大量融資にもとづいて経営改善のために支配力を行使するが，そのばあいには，役員派遣は一般的なばあいとは異なり，かかる支配力行使のための役員が派遣されるのである。(22)

× × ×

以上，本節では，株式保有，融資，そして重役派遣のそれぞれの面について，金融会社と産業会社との関係について検討してきた。多くのばあい，これら三要因は結合して作用するのであり，それらの綜合力として考えると，金融諸企業がもつ産業企業への支配力・影響力の評価は上で個別にみたそれよりやや高めに修正されねばならないだろう。しかし，だからといって，独占的巨大産業会社にかんするかぎり，巨大金融諸企業といっても支配ないしコントロールすることは無理で，両者はほぼ対等の関係にあるという，これまでの検討結果を基本的に変更する必要は，ことの性質上全く無いであろう。この点の確認の上に次稿で集団的結集の問題の検討に入る。

注(21) Cf. Herman, op. cit., pp. 129–137.

(22) たとえば，アナコンダ・コパー社のばあい，チェース・マンハッタン銀行とメトロポリタン生命が合せて同社の長期負債の23%を持ち，その取締役会にそれぞれ1名の代表を派遣していた。1971年中にチリ政府による鉱山接収が実施され同社の経営が決定的な危機におちいることが確実となった時，同社の会長は辞任し，かわって，チェース・マンハッタン銀行の副会長ジョン・M・B・ブレース氏が会長兼社長に就任した（David Kotz, *Bank Control of Large Corporations in the United States*, 1978, p. 120, 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配』128頁）。

このような例をあげることは容易である。わが国での最近数年の事例としては，東洋工業や朝日麦酒の再建のために住友銀行の重役が副社長あるいは社長として派遣された例がある。

最後に，参考までにハーマンの行なった米国大企業にかんする金融企業の支配力・影響力の程度別うちわけの推計値を第9表としてかかげておく。これによれば，非金融業最大200社のうち何らかの程度で金融業による支配力・影響力の存在が推測されるものが合計158社（79%）にものぼる。なお金融業による完全なコントロール下にあるとみなされた1社をのぞく157社は前稿第2表のコントロール類型別うちわけではすべて“マネジメント・コントロール”型に分類されていたものであるが，このうち，かなり大きな影響力（significant influence）ありとみなされるものは40社（20%）にすぎず，大部分の117社（58.5%）は金融機関からの重役派遣は行なわれているものの，意思決定過程にたいして重要な影響を与えているとはみなされえないものである。ハーマンの分類作業を吟味し，さらにわれわれのこれまでの検討結果とてらし合わせれば，この数字はほぼ妥当なものとみなしてよいと思われる。

第9表　米国・大会社における金融支配力・影響力の程度別うちわけ

——1975年（ハーマンによる）——

金融支配力・影響力の程度[1]	非金融業 最大200社		鉱工業 最大100社	
	会社数	%	会社数	%
1. 完全なコントロール	1	0.5	—	
2. 重要な影響力，おそらく意思決定過程へのかなり大きな影響力	40	20.0	15	15.0
3. その他・重役派遣[2]	117	58.5	66	66.0
a. 大手の機関による	(85)	(42.5)	(57)	(57.0)
b. 地方的機関による	(32)	(16.0)	(9)	(9.0)
合　計	158	79.0	81	81.0

注 1) 金融支配力・影響力の媒介手段として商業銀行と投資銀行と保険会社をふくむ。
2) 金融企業から重役派遣が行なわれているもののうち，2に分類されたものをのぞいたもの。
（出所） Edward. S. Herman, Corporate Control, Corporate Power. p. 159.

（経済学部教授）